

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

3月18日発行

vol.739

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・東日本大震災追悼式 ----- 2
- ・ジョイフルウォークみなみそうま ----- 2
- ・中学生海外研修事業激励会 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 7
- 福島県 ----- 9

●東京電力ホールディングス

- ・住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償における賠償上限金額の見直しについて ----- 10

3/11

水

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

東日本大震災追悼式

東日本大震災の発生から15年となる節目の日、南相馬市民文化会館ゆめはっつにおいて、今年も追悼式が執り行われました。



2ページをご覧ください。

3/11 水

東日本大震災追悼式

東日本大震災の発生から15年となる節目の日、南相馬市民文化会館ゆめはっつにおいて、今年も追悼式が執り行われました。

参列者は犠牲となられた方々に哀悼の意を捧げ、献花台へ静かに花を手向けました。

また、地震が発生した午後2時46分にはサイレンが鳴らされ、市内各地で黙とうをささげる方の姿が多く見られました。



3/8 日

ジョイフルウォークみなみそうま

3月8日、東ヶ丘公園(原町区)において、「第3回ジョイフルウォークみなみそうま」を開催しました。

このイベントは、若手職員らからの「歩くことが楽しくなるまちづくり」の提言を受け、健康寿命県内1位を目指し市が企画したもので、河川道路や公園などの身近な資源の活用や、令和7年にリリースした健活ポイントアプリとの連動を通じ、歩くことで交流とにぎわいが生まれる街を目指しています。

当日は快晴にも恵まれ、参加した市民45人は健活ポイントアプリを活用しながら、コースを軽快に散策していました。



3/7 (土)

中学生海外研修事業激励会

3月7日、市役所において、中学生海外研修事業の参加者に向けた激励会を開催しました。

本事業は、市内の中学生を対象に、「広い視野をもった生徒の育成」「学びの意欲のきっかけづくり」を図るとともに、英語を通じたコミュニケーション力を培い、学習意欲はもとより、思考力・判断力・表現力の向上を目指し、未来を担う人材を育成することを目的に実施しているものです。

当日は、門馬市長と大和田教育長が激励の言葉を送りました。

今回参加する9人の中学生は、3月24日(火)～28日(土)の予定で、シンガポールに向かう予定です。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



今週の番組

番組内容 [3/13～3/20]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 01分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
 03分～ 南相馬市東日本大震災追悼式
 17分～ 消防団パレード・鹿島御子神社火伏せ祭り
 30分～ 南相馬消防署からのお知らせ
 33分～ 月刊図書館通信 3月号
 37分～ 市民課窓口受付時間の変更(短縮) 試行運用実施について
 39分～ 四季百景 ～新田川の流れと共に～
 43分～ マイナンバーのすすめ
 47分～ 南相馬見聞録 平出山摩尼院宝蔵寺／中目山岩松院阿弥陀寺
 54分～ 南相馬市LINE公式アカウント 登録方法
 58分～ #みんなの南相馬ポスト／3月休日当番医／YOUTUBE配信





南相馬市からのお知らせ

原子力損害賠償請求の相談窓口(原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

3月10日HP更新

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)は、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施などのため、政府などの出資により設立された法人です。

東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求についての弁護士による無料個別相談を、南相馬市をはじめ、福島市、郡山市、いわき市などにおいて、毎月行っています。

また、首都圏や東北地方の県外でも相談会を開催しており、相談会以外の日程でも弁護士事務所での無料相談も利用できます。

無料個別相談の開催日や詳細については、予約ダイヤルへの問い合わせ、もしくは原子力損害賠償・廃炉等支援機構のホームページで確認いただけます。

相談時間は1回1時間まで、継続相談も可能です。

事前予約制となっていますので、予約ダイヤルまでお電話ください。

▶ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構ホームページ

<https://www.ndf.go.jp/>



無料個別相談会

▶ 【2026年4月・5月・6月開催分】無料相談会のご案内[PDF]

https://www.ndf.go.jp/files/user/gyomu/sodankai_annai202604.pdf



■ 相談会予約ダイヤル ☎ 0120-330-540(通話料無料)

受付時間 午前9時30分～午後5時(土・日・祝休日・年末年始を除く)

注意 1週間前までに相談の予約がない場合は、相談会が中止となることがあります。

弁護士等による電話・WEBでの相談

■ 弁護士による電話での相談(事前予約制)

毎週火・木 午前10時～午後1時(祝休日、年末年始を除く)

4月から第3木曜日に夜間相談を始めます。(午後5時～8時)

注意 WEB会議システム(Microsoft Teams)を利用した相談も可能です。

■ 行政書士による電話での情報提供(予約不要)

毎週月～金 午前10時～午後1時、午後2時～5時(祝休日・年末年始を除く)


■ 相談予約・情報提供ダイヤル ☎ 0120-013-814(通話料無料)

毎週月～金 午前10時～午後1時、午後2時～5時(祝休日・年末年始を除く)

問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223

 浪江町からのお知らせ

令和8年度4月から指定ごみ袋が変わります

3月16日HP更新

利便性の向上と焼却時の環境負荷への配慮を目的として、令和8年4月から、下記のとおり、指定ごみ袋を変更します。

変更となる点

- (1) 資源ごみ用袋(カン、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装)を変更し、資源ごみ(大)・資源ごみ(小)の2種類となります。
- (2) 袋の横にマチが付くようになります。
- (3) 焼却時の環境への負荷に配慮し、バイオマスプラスチックを使用します。
- (4) 英語表記の追加など、袋のデザインも変わります。

(下記に表示されているデザインは変更となる場合があります。)



可燃ごみ袋



不燃ごみ袋



資源ごみ袋

- 可燃ごみ袋・不燃ごみ袋
バイオマスプラスチック製でマチが付き、デザインが変更となります。
販売価格の変更はありません。
- 資源ごみ用袋
カン、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装に分かれていた袋を、ごみの種類を明記して出せる資源ごみ用袋に変更となります。バイオマスプラスチック製で、マチが付きます。
販売価格は 資源ごみ(大)10枚250円、資源ごみ(小)10枚150円です。

**現在のごみ袋は
令和8年4月以降も
使用できます。**

※ 1つの袋に入れられるのは、資源ごみ1種類のみです。ごみ袋をごみの種類ごとに使用するために□に✓を記入してください。きちんと分別をして、収集日にごみステーションに出してください。

問い合わせ 住民課 除染環境係 TEL 0240-34-0228

今週の津島

3月13日

津島では今週も雪が降るなど、寒い日がありました。そんななか、津島地区でも梅の花が咲き始めました。浪江の街中より遅れての開花になりますが、津島でも春の訪れが近いことを感じます。



浪江町公式YouTubeチャンネルから YouTube

「浪江町を知る～花卉栽培～」移住者交流会を開催

3月14日公開

2月7日、浪江町に移住された皆さんとの交流会を開催しました。町では、移住された人、地元の人が語り合う交流会を定期的に行っています。今回は、花農家さんのご協力のもと、花卉栽培のお話や切り花体験、交流会をとおして、浪江町について知る機会をつくりました。

▶ <https://youtu.be/BLvtB-Zcu1M>





双葉町からのお知らせ

双葉町内空間線量率の測定結果について(令和8年1～3月測定)

3月16日HP更新

令和8年1～3月に測定した結果を県ホームページ上に公表しましたのでお知らせします。

町では独自に町内の空間線量率を測定しており、町内約700地点について1～3月、5～6月、8～9月、10～12月の年4回定期的に測定しています。

町では今後とも測定を継続し、県ホームページ上で公表していきます。

測定結果は、下記ホームページで確認できます。(町名、測定月を選択して確認してください)

▶ 福島県放射能測定マップ

<https://fukushima-radioactivity.jp/pc/>



- ◎が町で測定したポイントになります。
- Ⓜ、Ⓡがモニタリングポストの測定値です。

■ 確認できる項目

1. 住所、地点名
2. 測定日時
3. 空間線量率(地上1m、1cmの地点)
4. 空間線量率の推移(グラフで確認してください)

■ 今回の測定結果について

1. 避難指示解除区域

- 町内の空間線量率(帰還困難区域を除く)は前回(令和7年10～12月測定)と比較して、変化はありません。(平均 $0.35 \mu\text{Sv/h}$ → $0.35 \mu\text{Sv/h}$)
- 国の追加被ばく線量の目標値である年間 1mSv の基準となる $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回る地点はおおむね横ばいです。

2. 帰還困難区域

- 町内の帰還困難区域(一部特定帰還居住区域を含む)の空間線量率は前回測定(令和7年10～12月測定)と比較してわずかに減少しています。(平均 $1.28 \mu\text{Sv/h}$ → $1.26 \mu\text{Sv/h}$)
- 特定帰還居住区域の空間線量率は、帰還困難区域(一部特定帰還居住区域を含む)と比較するとおおむね低く、前回(令和7年10～12月)と比較してわずかに減少しています(平均 $1.21 \mu\text{Sv/h}$ → $1.19 \mu\text{Sv/h}$)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町内モニタリングポストの測定結果について(令和8年3月測定)

3月17日HP更新

原子力規制庁では町内に設置したモニタリングポストの測定結果を公表しています。

その中で町内の公共施設および各地区集会所に設置されたモニタリングポストの測定値を見やすくまとめたものを掲載します。

測定値は令和8年3月12日正午のものです。

全体的に令和7年12月22日と比較して大きな変動はなく推移しています。

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)

地区	地点	測定日					
		平成24年 4月1日	令和3年 11月28日	令和7年 7月1日	令和7年 10月1日	令和7年 12月22日	令和8年 3月12日
新山	第一分団屯所	—	0.34	0.14	0.12	0.13	0.12
新山	新山公民館	—	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13
新山	旧双葉町歴史民俗資料館	—	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15
新山	旧双葉南小学校	—	0.16	0.16	0.17	0.16	0.16
新山	旧双葉中学校	—	0.16	調整中	調整中	調整中	調整中
新山	県立双葉高等学校	—	0.18	0.18	0.18	調整中	0.17
新山	中央公園	—	0.19	0.20	0.20	0.19	0.17
新山	国道6号線高万迫地内	—	—	0.65	0.63	0.61	0.57
下条	双葉総合公園	2.60	0.54	0.48	0.47	0.50	0.49
下条	旧双葉町役場	—	0.18	0.18	0.15	0.15	調整中
郡山	郡山公民館	1.48	0.29	0.24	0.23	0.23	0.22
細谷	旧細谷公民館	—	0.29	0.24	0.25	0.25	0.24
三字	旧三字公民館	2.53	0.14	調整中	0.13	0.12	0.12
山田	山田農村広場	24.47	3.08	2.61	2.49	2.48	2.46
石熊	石熊公民館	12.10	1.44	1.32	1.24	1.28	1.28
長塚	双葉町体育館跡地	6.25	0.44	調整中	0.27	0.26	0.26
長塚	旧長塚二公民館	3.26	0.20	0.17	0.16	0.15	0.15
長塚	旧双葉町青年婦人会館	—	1.21	1.02	0.97	0.95	1.01
長塚	町西住宅跡地	—	0.17	0.15	0.14	0.14	0.14
長塚	JAふたば北部営農センター	—	0.98	0.95	0.50	0.48	0.46
長塚	旧双葉北小学校	—	0.30	0.33	0.31	0.33	調整中
長塚	旧ふたば幼稚園	—	1.04	0.94	0.92	0.88	0.88
長塚	双葉駅北側駐車場	—	0.26	0.25	0.24	0.24	調整中
長塚	旧双葉町児童館跡地	—	0.18	0.14	0.13	0.12	0.13
羽鳥	上羽鳥	1.89	0.23	0.25	0.24	0.24	0.24
羽鳥	旧羽鳥公民館	1.73	0.34	0.31	0.30	0.29	0.20
寺松	旧寺松公民館	3.46	0.72	0.61	0.56	0.57	0.60
渋川	渋川公民館	1.48	0.32	0.30	0.27	0.26	0.28
鴻草	北部コミュニティセンター	4.30	0.51	0.46	0.43	0.42	0.42
両竹	旧両竹公民館	0.54	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
中田	旧中田公民館	0.77	0.15	0.13	0.13	0.11	0.08
浜野	双葉町産業交流センター	—	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04

※「旧双葉中学校」「旧双葉町役場庁舎」「JR双葉駅北側駐車場」は解体などのため当面の間測定を休止いたします。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



福島県からのお知らせ

令和7年度 東日本大震災追悼復興祈念式(福島県主催)

3月11日公開

東日本大震災の犠牲者へ哀悼の誠を捧げ、復興への想いを新たにするため、「東日本大震災追悼復興祈念式」を開催しました。

- 日時：3月11日(水)午後2時30分
- 場所：パルセいいざか(福島市飯坂町字筑前27番地の11)
- 主催・配信：福島県
- 共催：福島県市長会・福島県町村会

▶ <https://youtu.be/Vay1ow3pcso>



プログラム

- 開式の辞
- 国歌斉唱
- 黙とう
- 式辞
- 追悼の辞
- 御来賓のことば
- 御遺族代表のことば
- 代表者献花
- 献唱
- 若者のことば
- 知事メッセージ
- 閉式の辞



住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償における 賠償上限金額の見直しについて

3月16日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故(以下、「当社事故」)により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、これまで当社事故発生時点で持ち家にお住まいであった方に対する住居確保にかかる費用の賠償として、移住先住居の再取得費用および帰還先住居の建替え・修繕費用のうち、必要かつ合理的な追加的費用を**賠償上限金額(※1)**の範囲内でお支払いしております。
(2014年4月30日、2016年2月18日、2017年2月13日、2019年2月12日、2024年3月1日お知らせ済み)

このたび、本年2月18日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が見直されたことを踏まえ、以下のとおり、住居確保にかかる費用の賠償における賠償上限金額を見直しさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる方

当社事故発生時点にお住まいであった住所と同一所在に、宅地または借地権のいずれかを所有・設定されている方のうち、原子力損害賠償紛争審査会で移住先標準宅地単価が見直された本年2月18日(以下、「基準日」)以降、住居確保にかかる費用の賠償において、「移住先住居の再取得費用」を初めてご請求される方を対象とさせていただきます。

なお、すでに「移住先住居の再取得費用」をご請求いただいている場合でも、基準日時点において、「**確定賠償(※2)**」の金額が、見直し前の賠償上限金額に達していない方につきましては見直しの対象とさせていただきます。

2. 見直し内容

本年2月18日に開催された原子力損害賠償紛争審査会において、移住先標準宅地単価が48,000円/m²から51,000円/m²に見直されたことに伴い、宅地・借地権の再取得費用の賠償上限金額を見直しさせていただきます。

3. 取扱い見直しの適用時点

基準日以降にご請求いただいた際に適用させていただきます。

次ページへ続きます 

4. その他

対象となる方につきましては、順次、今回の見直し内容に関するダイレクトメールをお送りさせていただきます。また、今回の見直しによる具体的な賠償上限金額につきましては、個別にお知らせいたしますので、当社コールセンターまたはご相談窓口にご連絡ください。

(※1)

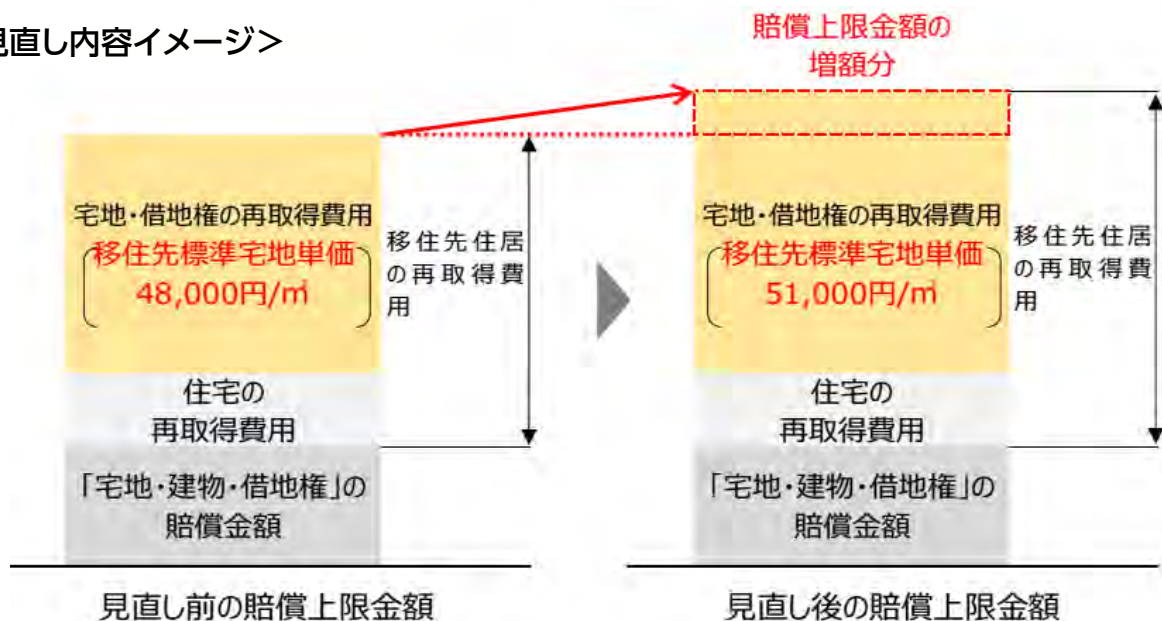
賠償上限金額は、「宅地・建物・借地権」の賠償金額に、「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」において示された算定方法により対象資産ごとに算定した金額を加算して設定させていただいております。

なお、原子力損害賠償紛争審査会における移住先標準宅地単価の見直しにあわせて、賠償上限金額は都度見直されております。

(※2)

確定賠償は、費用が実際に発生した後に領収書等をご提出いただき、賠償金をお支払いさせていただくご請求方法です。

<見直し内容イメージ>



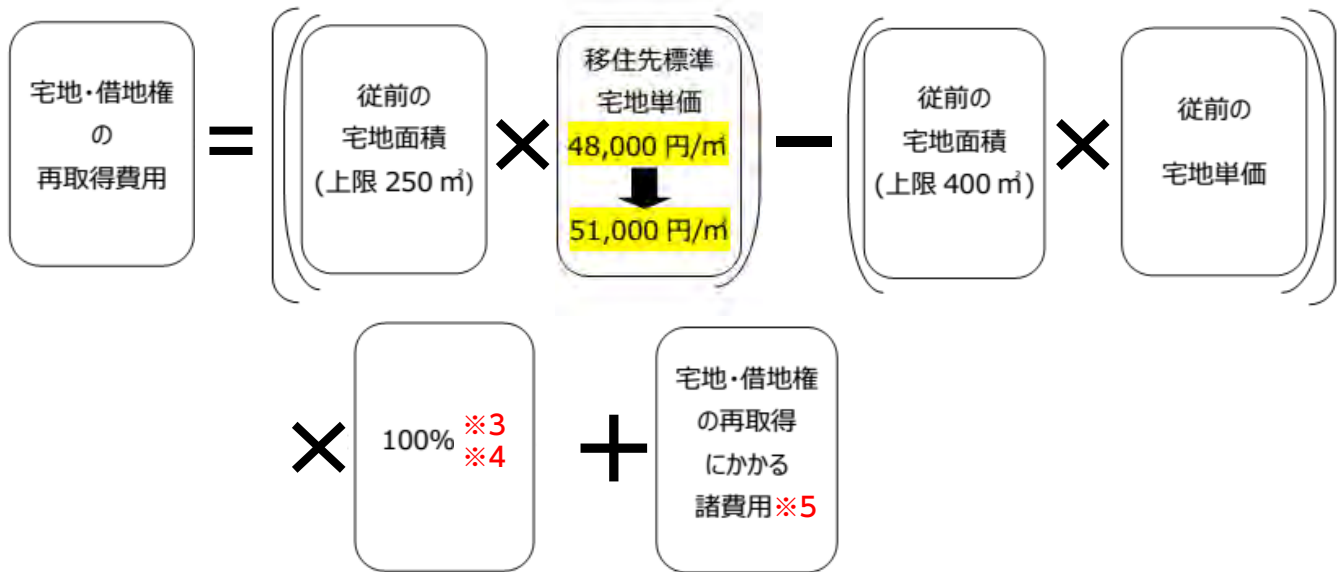
※1 住宅の再取得費用の算定式は以下のとおり

$$\text{住宅の再取得費用} = (\text{算定対象資産の想定新築価格} - \text{算定対象資産の時価相当額}) \times 75\% + \text{住宅の再取得にかかる諸費用}$$

※2 住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償において「移住」をご選択されたご請求者さまについては、ご請求いただいた金額がすでにお支払いさせていただいている宅地・建物・借地権の賠償金額を超えた場合に、超過分を「移住先住居の再取得費用」の範囲内で賠償させていただきます。

次ページへ続きます 

【宅地・借地権の再取得費用の算定式】



※3 「東京電力株式会社 福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」にもとづき、移住を余儀なくされた区域以外にお住まいであった方で移住先住居の再取得費用をご請求いただく方は、75%を乗じて算定させていただきます。

※4 借地権をご請求いただいた方は、借地権割合をさらに乗じて算定させていただきます。

※5 宅地・借地権の再取得にかかる諸費用も変更の対象となります。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
 福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル
 ☎ 0120-926-596 午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))
 午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2026.3.18現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
 Tel 0256-34-5511